



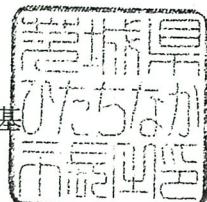
ひたちなか市告示第100号

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により水戸・勝田都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

平成30年 5月14日

ひたちなか市長 本間源基



1 都市計画の種類

土地区画整理事業（船窪土地区画整理事業）

2 都市計画を変更する土地の区域

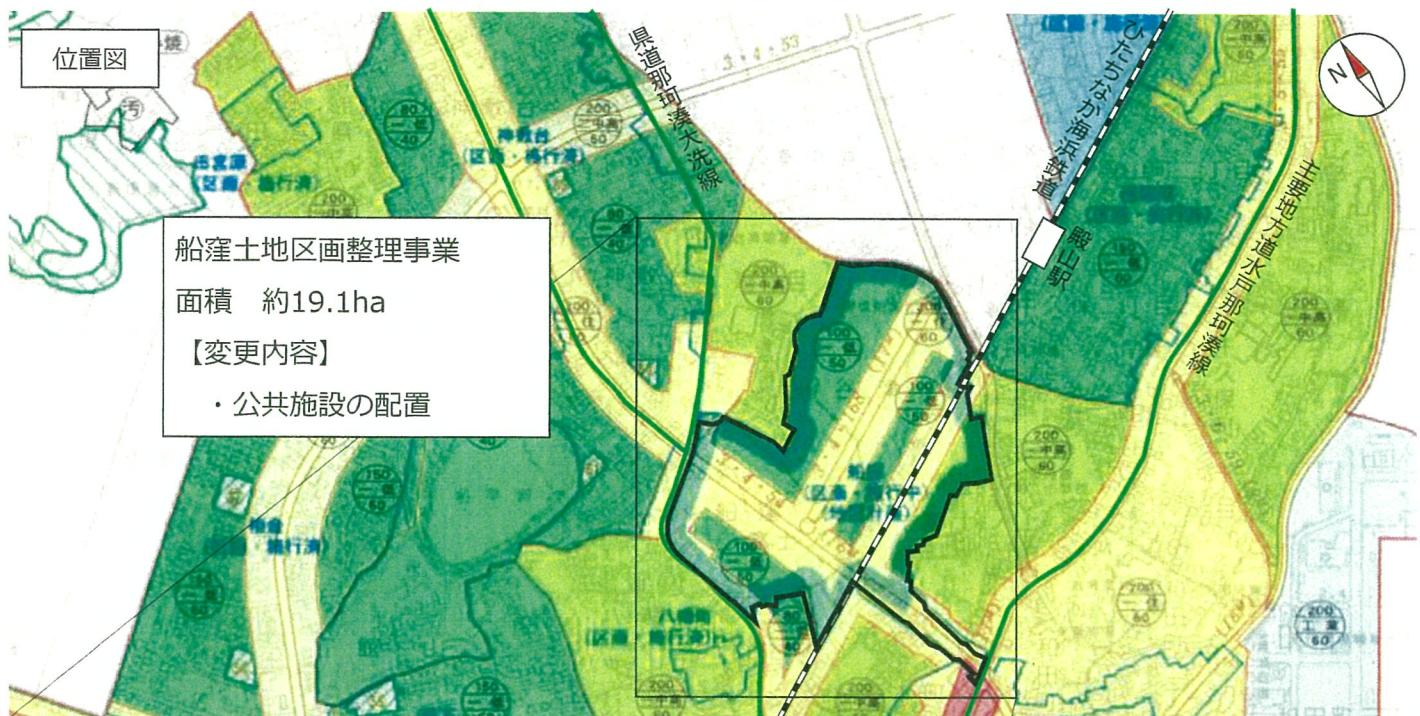
ひたちなか市富士ノ下の全部

湊泉町、東本町、富士ノ上、船窪、猪谷津、扇田谷津及び廻り
目の各一部

3 縦覧場所

ひたちなか市役所都市整備部都市計画課内

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（ひたちなか市決定）



【変更理由】

公共施設の配置等を含めた土地利用計画を見直すことにより、土地区画整理事業の早期完了及び合理的な土地利用を図るため、都市計画を変更する。

水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（ひたちなか市決定）

都市計画船窪土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		船 窪 土 地 区 画 整 理 事 業				
面 積		約 19. 1 h a				
公 共 施 設 の 配 置	道路	種 別	名 称	幅員	延 長	備 考
		幹線街路	3・4・54 和田町常陸海浜公園線	16m	約 580m (施行区域内)	平成27年4月6日都市計画決定 (全長 約6,200m)
			3・4・136 富士ノ上阿字ヶ浦線	16m	——	平成 8年4月4日都市計画決定 (全長 約5,090m)
			3・4・168 船窪和尚塚線	17m	約 450m (施行区域内)	平成 8年4月4日都市計画決定 (全長 約 450m)
都市計画道路3路線を骨格とし、その他は幅員4m～6mの区画道路を適宜配置する。						
公 園 及 び 緑 地		近隣公園を1箇所、街区公園を1箇所配置し、公園と緑地の総面積は施行区域の3%以上確保する。緑地については、ひたちなか海浜鉄道湊線沿線などに計画的に配置する。				
その他の公共施設		下水道：那珂久慈流域下水道関連那珂湊公共下水道事業により整備する。		昭和57年1月7日都市計画決定		
宅 地 の 整 備				1. 土地利用計画：基本的には低層低密度の住宅地とするが、幹線道路沿いについては沿道サービス施設の立地も可能な土地利用とする。 2. 街区の規模：幹線道路計画に合わせ、街区構成は短辺30m×長辺120mを基本とする。 3. 宅地の整備：起伏の激しい地形であるため、傾斜を考慮し道路計画に合わせた造成を行い有効な土地利用を図る。		

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由 公共施設の配置等を含めた土地利用計画を見直すことにより、土地区画整理事業の早期完了及び合理的な土地利用を図るため、都市計画を変更する。

2 計画書新旧対照表

		新		旧			
水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の変更（ひたちなか市決定）		水戸・勝田都市計画土地区画整理事業の決定（ひたちなか市決定）					
都市計画船塗土地区画整理事業を次のように変更する。		都市計画船塗土地区画整理事業を次のように決定する。					
名 称		船塗土地区画整理事業					
面 積	約 19.1 ha	面 積	約 19.1 ha	面 積	約 19.1 ha		
種 別	名 称	幅員	延長	幅員	延長		
道路 公共施設の配置	3・4・54 和田町常陸海浜公園線	約 580m (施行区域内)	平成27年4月6日都市計画決定 (全長 約6,200m)	3・4・54 和田町常陸海浜公園線	約 580m (施行区域内)		
	3・4・136 富士ノ上阿字ヶ浦線	16m	—	3・4・136 富士ノ上阿字ヶ浦線	16m		
	3・4・168 船塗和尚保線	17m	約450m (施行区域内)	3・4・168 船塗和尚保線	17m		
	都市計划道路3路線を骨格とし、その他は幅員4m～10mの区画道路を適宜配置する。	都市計划道路3路線を骨格とし、その他は幅員4m～10mの区画道路を適宜配置する。					
公園及び緑地		近隣公園を1箇所、街区公園を1箇所所配置し、公園と緑地の総面積は施行区域の3%以上を確保する。緑地については、ひたちなか海浜鉄道沿線などに計画的に配置する。		公園及び緑地			
その他の公共施設		下水道：那珂久慈流域下水道開連那珂湊公共下水道事業に上り整備する		公園及び緑地には、茨城交通港線沿線などに計画的に配置する。			
宅地の整備	1. 土地利用計画：基本的には低層低密度の住宅地とするが、幹線道路沿いについては沿道サービス施設の立地も可能な土地利用とする。	1. 土地利用計画：基本的には低層低密度の住宅地とするが、幹線道路沿いについては沿道サービス施設の立地も可能な土地利用とする。					
	2. 街区の規模：幹線道路計画に合わせ、街区構成は短辺30m×長辺120mを基本とする	2. 街区の規模：幹線道路計画に合わせ、街区構成は短辺30m×長辺120mを基本とする					
	3. 宅地の整備：起伏の激しい地形であるため、傾斜を考慮し道路計画に合わせた造成を行い有効な土地利用を図る。	3. 宅地の整備：起伏の激しい地形であるため、傾斜を考慮し道路計画に合わせた造成を行い有効な土地利用を図る。					

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由 公共施設の配置等を含めた土地利用計画を見直すことにより、土地区画整理事業の早期完了及び合理的な土地利用を図るために、都市計画を変更する。

「施行区域は、計画図表示のとおり」